



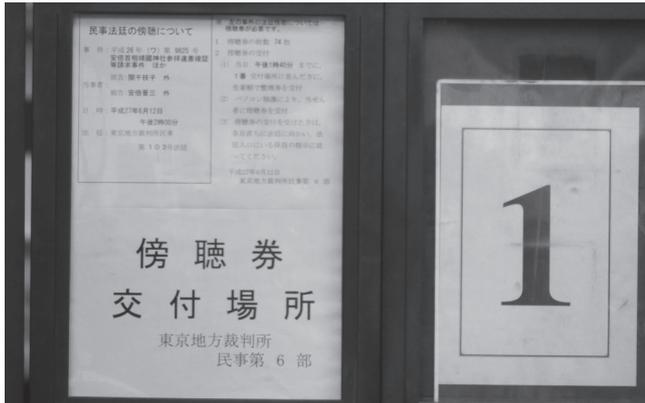
安倍靖国参拝違憲訴訟の会

東京ニュース

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13
fax : 03-3207-1273

e-mail : noyasukuni2013@gmail.com HP : <http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/>
郵便振替口座:00170-2-291619 (加入者名: 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京)

事実の究明と公正な審理を！ 想定外傍聴記



▲今回は抽選前から裁判所の暴挙！

●「え!? 9条ワッペンがいけないの!」

6月12日、東京地裁101号法廷にて第4回口頭弁論が開かれた。今回は想定外の脱帽強要事件から始まった。それは、傍聴券の抽選のために並んでいるときのことだ。

「9条」まもののワッペンがついた帽子を被って一緒に並んでいた原告Aさんが、裁判所の職員らしき数人に帽子を外すよう強要され、Aさんも周りに並ぶ私たちもその理由を要求したが聞く耳を持たないらしく、最終的には帽子を脱いで鞆にしまうよう迫ってきた。その短い攻防の最中、Aさんは、「〇〇時〇〇分、退去命令」、などと時計を見ながら小声で呟やく職員らしき数人と、衛吏のような屈強そうな男たち数人によって、連れ去られた。理不尽にも、傍聴のために並んでいたAさんは、説明もなくその権利をとりあげられたのだ。

憲法は「思想及び良心の自由は、これをおかしてはならない」とし、「表現の自由」を保障し、さらに、裁判官その他の公務員には「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と述べている。「退去命令」は一体誰が出したのだろうか。この件は報告集会で問題として伝えられ、後日、訴訟団として説明要請と抗議の文書を出した(別掲参照)。

突然のこととはいえ、せめて職員らしき者たちの所属や名前、命令系統など問いただすべきだった。再度このような裁判所の横暴を許さないためにも、さらに多くの傍聴者が監視の目となられることを呼びかけたい。

●弁護団、裁判長に迫る！

そして法廷本番。今回は原告側からの意見陳述がないとい

うことで、少々つまらない気分が法廷へ向かった。また、被告側は準備書面のみ・口頭陳述なしとの予想で、法廷はさっさと閉じられるに違いないと噂し合っていた。が、その予想はどちらも外れ、原告側弁護団による裁判長への要請意見で、緊張の糸が15分前後張られつづけた。

原告側弁護団は昨年12月、被告に対し、安倍首相が靖国参拝の際に政府関係者や靖国神社といつどのような連絡を取り合っていたか等々、詳細な事実について釈明を求めていた。それは首相の靖国参拝が職務行為であることをより明確にするためであり、それは参拝が違憲であることを立証するための大事な要件となるからだ。しかし、被告側が出してきた書面は、その必要を認めず、私たちの「法的利益が侵害されたとはいえない」、「平和的生存権が侵害されたとは認められない」、「内閣総理大臣の職務行為としておこなわれたものではないことは明白」と、突っぱねるものだった。

この被告の言い分について、弁護団は報告集会で以下のように説明してくれた。「交通事故でケガを負った被害者に、事故があったかどうかの事実認定は必要ないし、ケガもしてないですね、ハイおしまい」と言うようなものである。なるほど、本当にそうだ。ヤクザみtainな論理である。

弁護団は裁判長に、この求釈明の正当性と必要性を訴え、まともに答えない被告に対し真摯に対応することを指示するよう、しつこく丁寧に求めたが、裁判長はその必要を認めずじまい。弁護団も説明していたが、政教分離原則について判断を迫られている裁判官が、その判断材料を不要というのであれば、判断しないという意味を表明しているに等しい。

●裁判所はどっちを向いている？

あらためて準備書面を読んでみた。求釈明への回答どころか、まともな弁明もなく、裁判官でもない被告が、ただ原告側の主張を「認められない」と断言する横暴さには呆れるばかりだ。また、国や首相という最高権力者の地位から「速やかに棄却されるべきである」というような、命令口調の言辞が吐かれることにも大きな違和感を持つ。ここには、マスコミや学校現場に介入する権力・安倍政権の影が、どうしてもちらついてしまうのだ。また、事実確認を不要とした裁判所は、そのような被告と足並み揃えているようにも見えてしまう。それが錯覚でなければ、あまりにも無惨な光景だ。司法は行政からの独立を貫き、公正な審理のために闘うべし。

みなさま、今後ともぜひご注目と傍聴を！

S・D (事務局)

違憲訴訟の会・東京から2つの声明

安倍晋三首相の靖国神社に対する 真榊奉納に抗議する

2015年4月30日

内閣総理大臣 安倍晋三様

私たち安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京は、2015年4月21日に安倍晋三内閣総理大臣が、靖国神社の春季例大祭に再び「真榊」（真榊料5万円）を奉納したことを断固抗議します。

安倍首相は第2次内閣発足から丸1年が経過した2013年12月26日、宿願であった靖国神社参拝を突如敢行しました。私たちは、この安倍首相の靖国神社参拝に対し、2014年4月21日、国、安倍晋三、靖国神社を被告として、損害賠償請求、参拝の違憲確認、参拝差し止めを求めて東京地方裁判所に提訴し、2014年10月17日には第2次訴訟を提起しました。原告は日本在住332人、海外原告301人、合計633人に達します。訴状においても指摘していますが、靖国神社への「真榊」奉納は、安倍首相の靖国神社参拝と連動した一連の行為です。

2013年4月21日、安倍晋三総理は、春季例大祭中の靖国参拝は見送りましたが、「内閣総理大臣 安倍晋三」の肩書で真榊を奉納しました。また、同年8月15日の終戦記念日にも靖国神社への参拝は見送りましたが、萩生田光一・自民党総裁特別補佐に「本日は参拝できないことをおわびしてほしい」との伝言を託し、「国のために戦い、尊い命を犠牲にされたご英霊に対する感謝の気持ちと尊崇の念を込めて」自民党総裁の肩書で玉串料を奉納しました。さらに、同年10月17日の秋季例大祭にも、内閣総理大臣 安倍晋三の肩書で、私費で真榊を奉納しています。

菅義偉官房長官は、2015年4月21日の記者会見で、安倍内閣総理大臣が、真榊を靖国神社に奉納したことについて「首相の私人としての行動に関する事なので、政府として見解を申し上げない」と述べたと報道されていますが、「真榊」は、「祭祀の際に玉串などとして神前に供えられる木」（『神道事典』）であり、明確に神社神道の神祭用具の一つです。

「内閣総理大臣安倍晋三」と記した真榊が、衆人が見ることが出来る靖国神社本殿に置かれたことは、日本国憲法第20条の「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」「国及びその機関

は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」に違反する重大な憲法違反行為と言わざるを得ません。

1997年4月2日「えひめ玉串料違憲訴訟」では、愛媛県が公金支出した玉串料について、香典など社会的儀礼としての支出とは異なり、靖国神社という特定の宗教団体に対する援助・助長・促進になるとして、最高裁で憲法20条3項の政教分離と同89条に違反するとの違憲判決が出されています。

また、岩手玉串料違憲訴訟においても、1991年1月10日に仙台高等裁判所は、首相が公式参拝するのは国家体制が他の宗教団体に比して靖国神社を特別視しているとの認識を国民に与えるため違憲である旨判決しました。この判決は確定しています。

1992年2月28日の九州靖国神社公式参拝違憲訴訟では、福岡高等裁判所が公式参拝の継続は靖国神社への援助、助長、促進となるとの違憲判決を行っています。

真榊奉納に対して、中国外務省の洪磊副報道局長は4月21日の記者会見で、「日本の指導者は、侵略の歴史を正視・反省した歴代内閣の約束を厳守し、実際の行動でアジアの隣国と国際社会の信頼を得なければならない」と批判しており、韓国外務省報道官も定例記者会見で「政治指導者が敬意と感謝を表明したのは日本が戦後国際社会に復帰した前提と国際秩序を否定する行為だ」とするなど、国際的な批判が起きています。

私たちは、靖国神社に対する真榊奉納が靖国神社を援助助長する行為であり、断じて許されない行為であることを表明し、今後、このような違憲行為を絶対に行わないように強く求めるものです。

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京

説明要請と抗議

2015年6月20日

東京地方裁判所長宛

6月12日13時半開始の103号法廷弁論傍聴券抽選のために、裁判所左手の指定場所で100人近くの人が待ってい

た時に、裁判所職員がその内の一人の帽子についている9条の図案の付いたワッペンを見咎め、その人が帽子を脱いだのに外に連れ出すという暴挙を働きました。司法の場である裁判所として考えられない行為であると認識し、これについて抗議をすると共に、正当な説明を求めます。

1. 事件の概要

裁判所職員が傍聴抽選待ちの一人の帽子に着けた「九条」図案のワッペンを見咎めて、「外すか帽子を仕舞うかしなさい」と命令しました。言われた人はびっくり。

「帽子につけたワッペンが何故いけないの？ たかがワッペンでしょ？ どうして？」

「決まりです」

「理由は？」

「とにかくワッペンをはずすか、帽子を仕舞うかして下さい」

その人はとりあえず帽子を取って、「ちゃんと理由をいなさいよ」と質すと、

「帽子を鞆にしまって下さい」

「帽子、取ったでしょう。仕舞えって何故なんだ、理由を言いなさいよ」

厳しく抗弁する人を警備員数人がとり囲み有無を言わず引出し、抽選待ち囲いから強引に連れ出してしまいました。

この強引な追い出し排除された人がどうなったか心配で、抽選待ち囲いから出て、排除された人の行く先を聞くと、

「囲みから出ないで下さい。ここから出たら傍聴券抽選はできなくなりますよ」

「えーっ？ 抽選結果待ちの人は囲いから自由に出てはいけない？」

「出たら傍聴できません。出るなら抽選券返してもらいます」

「〴〵抽選待ちには囲いから出るな。も規則ですか？」

「とにかく傍聴希望なら囲いに戻って下さい。出たら抽選はできません」

「さっきの方をどこへ連れ出したのですか？」

「正門の外です。さあ、抽選者の囲いに戻るのか、戻らないのか」

不本意ながら抽選のため柵内に戻ってしまったが、職員らの問答無用の権力的暴挙を放置してはならないと考えます。

2. 要請。ワッペン禁止の理由を文書で回答してください。

ワッペンには「9条」が図案されていました。邪推が許されるなら「9条」は現政権者が忌み嫌う憲法の根幹の一つ、憲法を破壊したがつている行政権者の意を汲んで『9条』を示すことは反政府的であり政治的意見表明とみなされるから禁止」ですか？

長い旗竿や看板、ステッカーを裁判所内に持ち込むことは、〴〵持ち込んだ人が所内でそれらを振り回して所内秩序を乱す可能性、を〴〵正当な、理由として禁止しているのかもしれないが、帽子に付けたワッペンも禁止なのか！

青い〈反北朝鮮拉致バッジ〉を服に着けている人がいるのと同じように、「9条」ワッペンやバッジ、アクセサリーを帽子や服、鞆に着けている人はいくらでもいます。これらをどこまで取り締まるのですか。

ここは裁判所ですから、禁止の理由を司法の府にふさわしい法文や規則文で明示してください。

傍聴は全ての人の権利、〴〵ワッペン禁止、ならきちんと法文か文書を示して納得させるのが、正に裁判所にふさわしいやり方です。

回答文書は、7月7日（火）までに郵送で私どもの事務局宛て（住所上記参照…略）送付をお願いいたします。

3. 抗議

「9条」はこの国の憲法の根幹の一つ。憲法はこの国の体制・あり方を決めた根本の国是。

「自国の憲法を守れ」は、最も穏健・一般的で善良な心構え。

自国の憲法を誇りとして身に着けることのどこが悪いのですか。

憲法を護るべき裁判所が、表現の自由の行使を排除することは矛盾しています。

「憲法をこわせ」「憲法を破れ」というなら、これは、「国の秩序をこわそうとする革命的暴言」かも知れず、場合によっては裁判所が正すべき表現かもしれません。

それでも、ワッペンやバッジに記して帽子や服に着けることは誰をも害しません。

裁判所が護るべき憲法には、表現の自由、基本的人権、個人の尊厳がきびしく規定されています。しかもその憲法では「裁判官を含む公務員」の憲法遵守義務を明確に定めています。

12日に「理由なく」強制排除されたその人は、自国憲法への誇りをささやかなワッペンにして帽子に付けただけなのに、無礼、乱暴なやり方で問答無用にみんなの面前で排除されました。その人の屈辱感、戸惑いはいかばかりでしょう。

同じ場に居合わせた私たちも、かくも乱暴な憲兵か公安警察的対応に、不快感ばかりでなく裁判所のありかたに大きな不信感を持ちました。

そしてその方は原告です。裁判所が裁判当事者の権利を奪ったことに、心より憤りを覚え抗議します。

理由を明示しない強制排除など、傍聴の権利を侵す裁判所のやり方に抗議します。

傍聴希望者を敵視したり支配したりする裁判所の態度に強く抗議します。

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京 事務局



第4回口頭弁論報告集会の発言より

●第4回口頭弁論概要

I・A

今日は、弁護士がかなり頑張ったところをお見せできたと思います(笑)。本来なら、今日はあまり「見せ場」がない日でした。というのは、今日は被告側の反論としての準備書面が出て、それを「陳述します」とだけ言って、実際の陳述扱いにして終わり、という予定だったからです。

被告の準備書面は内容的にも薄いのですが、いくつか特徴があります。まず被告国は、信教の自由についての侵害はないとか、平和的生存権というものとは法的利益としては認められていないのだと言っています。平和的生存権については、われわれも名古屋高裁でのイラク派兵違憲訴訟判決を軸に主張を組み立てているのですが、その判決に関しても「あれは例外的で先例的な価値のない判決だ」といっている。11個の判決を出してきて、そのすべてで否定されている論理なのだ、と主張しています。それから被告安倍は、われわれが問題にしている首相としての参拝行為、いわゆる「職務行為性」というものに関して、この裁判で判断する必要はないんだ、と主張しています。つまり、問題なのはわれわれの「被侵害利益」が何であるのかであって、「職務行為性」ではないと。わかりやすく言うと、「交通事故でケガをして、損害を蒙りましたというとき、交通事故があったこと自体について立証する必要はないだろう、ケガしてないじゃないか、ハイおしまい」と、そういう判決を書けばいいんだということです。靖国神社の書面はもうペラッとしたもので、ほかの原告の主張を援用して終わりです。

ここで、F弁護士が立ち上がって、こちら側が事前に出していた求釈明に関する弁論をします。その内容は、安倍が靖国に行くときに、関係各省庁とどういう連絡をしたのか、ほかの政治家とどういう話をしたのか、靖国神社に何時について、そこで打ち合わせをしたのかどうか、などを問うものでした。これらは、政教分離を構成する首相の職務行為性を明らかにするうえで、重要な事実となるものです。しかし被告側は、それらについて何も答えない。これはおかしいんじゃないですか、裁判官だって、それを聞かないことには判決が書けないでしょう、と主張したわけですね。

これについて裁判官は、「現段階では必要性はないと考えている」と言ったのです。この発言はきわめて重要です。つまり、この裁判官は首相の職務行為性について判断する必要性はない、つまりは、政教分離違反について判断する意思がないということ、暗に宣言したと考えることができるからです。でなければ、政教分離違反は明白で、いまある材料だけで十分違憲判決を書けると確信を持っているかのどちらかですけれども(笑)。

それで、K弁護団長やO弁護士をはじめ、弁護士がかわるがわる立ち上がって、裁判長に被告にきちんと釈明させるよう要求しました。大阪の訴訟のほうは、10月に最終弁論、1月判決という期日がすでに入っている状況です。その動きをこちらの裁判官も見ているのかもしれない。われわれも気を

引き締めてかからなければならないと思っています。

なお、今回から裁判所の構成が変わっています。右陪席(向かって左側)の裁判官が替わりました。それから、昨日付けで、いつもの「英霊を被告にして委員会」の連中が第4次の補助参加申請をしました。これに対しては口頭で異議を申し立て、裁判所もすぐに却下しました。

今後についてですが、原告側の主張・立証ということになります。弁護団としては、全体の主張項目、立証計画の概要を出そうと思っているのですが、裁判官は「さみだれ式に出されては困ります」などと牽制しています。しかし、小泉の参拝の時とは、時代も違うし安倍のキャラクターも違うし、靖国神社の役割も高まっているというなかで、とにかく裁判官に靖国問題をきちんとわからせなければいけない。そういう中身でやって行きたいと思っています。

●求釈明に答えない不誠実な態度

F・T

I先生のお話にあったように、私は、すでに求釈明を出してからすでに2回も期日を経ているのに、被告側がいつにも答えないということについて弁論しました。小泉の参拝の時の判決文では、これこれの事実が明らかになっている、それをもとに判決文が書かれています。それを例示して、裁判所も困るんだから、被告にもっと強く言って下さいよ、と言おうとしたところで止められてしまった(笑)。いま、明らかになっている事実は非常に薄い。K先生は「被告が答えないということも含めて、判断してほしい」と裁判官に言いました。答えないという不誠実な態度も含めてきちんと評価してくれということです。裁判はまだ、入り口である事実のところまでやりとりしているという段階です。引き続き傍聴、ご協力をお願いします。

●柵内から法廷を見て

今日は原告として法廷の柵内に入って、弁護団の背中を見て座ったので、仲間としての一体感を感じました。もちろん傍聴席にいても一体感は持っているつもりですが、やはり迫力を感じました。とくに弁護士の先生が、が一と攻める場面は、私も身体が熱くなる思いでした。

やはり安倍首相は、戦争を推進するために靖国を位置づけているわけで、私もこの裁判の「内側」でできるかぎり応援していきたいと思います。(Iさん)

私もすごい迫力を感じました。傍聴席から見えています、裁判長の表情というのは余り見えません。けれども今日は間近で裁判長の顔を見て、表情は穏やかだけれど、すごいことを平然と言う、なかなか癖のある人だなあ(笑)と感じました。(Tさん)

安倍首相靖国参拝違憲訴訟・関西* 大阪地裁弁論報告

T・Y ●安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

●第5回弁論報告

4月10日、大阪地裁で第5回弁論が開かれました。

冒頭、裁判所は本題に入る前にまず、4月8日付の第3次補助参加の申し立てを却下しました。

今回の弁論までにわれわれ原告側は、学者証人として、T・Tさん・K・Tさんの両氏、及び原告本人10人の証人申請をし、他に靖国神社の現場検証を申請していました。本題に入り、裁判所は、まず、学者証人については必要ないので「意見書」だけで証人採用はしない、また、原告本人尋問については10人全員とはしないと告げました。また、靖国神社の現場検証については必要ないので却下と告げました。

裁判所の決定に対し、K弁護士が再考を促しましたが認められませんでした。また、原告10人全員は採用しないということについて、Ni弁護士が「10人というのは絞りに絞った結果であって、それぞれ沖縄であるとか台湾であるとかそれぞれ違った事情があるので、ぜひ10人全員採用をお願いしたい」と意見を述べました。続いて事務局のHさんも「時間だけの問題なので、ぜひ10人全員採用を」と述べました。それらの意見に対して裁判所は次回までに決めますと告げました。

裁判所はこの後、双方に主張は出尽くしたのかと確認しました。

Na弁護士は台湾原告の問題に関する主張の予定があると述べました。

今回の弁論の後、引き続き進行協議が行われ、そのときに次回6月9日(火)の次の次々回期日(原告本人尋問)が7月31日(金)に決まりました。

●第6回弁論報告

6月9日、第6回弁論が開かれました。

今回も、裁判所は、まずは露はらいとして第4次補助参加の申し立てを却下。

本題に入り、原告側が提出していた第5・第6準備書面の要旨についてそれぞれ担当弁護士が陳述しました。

最初に、第5準備書面のうち、台湾在住原告らに対す

る権利侵害についてS弁護士が、次に同じく第5準備書面のうち、若者世代原告らの被侵害利益について、Y弁護士が陳述しました。そして、最後にNi弁護士が沖縄在住原告らの被侵害利益についての50頁にも及ぶ第6準備書面の要旨を熱く語りました。

以上の要旨陳述の後、裁判所は、原告側に主張は現段階では以上かどうか尋ねたので、Na弁護士は、現段階では以上ですと答えました(同様に被告側にも尋ねたところ、被告側も現段階では特に他に主張はないということでした)。

裁判所は次に、原告側からの再三の学者証人の不採用に対して再考を求める申し入れに対し、学者証人については「意見書を読めばわかるし、事実関係の立証ではない」という理由で、また、靖国神社の検証についても「不必要」とし認めませんでした。

一方、原告本人尋問については、裁判所は匿名希望(若者)を除く9人を採用しました。本人尋問は次回7月31日(金)の午前10時~12時と午後1時30分~最大5時まで(但し、原告の枠としては通訳込で180分)となりました。裁判所はさらに次々回弁論を最終弁論とし、10月23日(金)午後2時からとしました。

裁判所は、第1回弁論のときは、「次回弁論までに全ての主張を出すように」などと言い、露骨に早い結審をほめかしていましたが、「平和的生存権」という新しい主張に対してさすがにあまりに強行な結審はできなくなったようです。しかし、やはり裁判所は原告本人尋問が終わるなり幕引きをしようとしています。裁判所は最初から結論を決めているかもしれませんが、それをやすやすとは許すわけにはいきません。

次回の原告本人尋問がこの裁判最大の山場となります。今回も被告側の応援団もけっこう多かったですが、次回は尋問に立つ原告の方々を後押しするためにも、できるかぎり傍聴席を原告側の傍聴者で埋め尽くし、法廷を圧倒したいと思います。

ぜひ、みなさんの結集を!

原告からの発言(6)

ルソン島で死んだ兄

N・T

白木の箱になって、兄N・Hが愛知県の生家に帰ってきたのは、敗戦の年の初夏。「学徒出陣」から1年余りの事でした。21歳の短い生涯です。その間、母はお茶と肉魚を断ち、毎朝、観音経をあげに、お寺に通っていました。徴兵と決まった10月から出発までの間、兄と母は声もかけられない程きびしい雰囲気でした。

お国のために出征するのは男子の本懐、「生きて帰るな」と送り出すのが「軍国の母」、戦死して靖国に祀られれば家門の誉れとされた時代。軍国主義教育の中にいた「少国民」の私の目に、二人が苦しむ姿は情けなくも腹立たしいものでした。しかし、「今行けば必ず死ぬ」と母が言った時、あっと思いました。「出征」の意味が解ったのです。すでに南方戦線は負け戦でした。

縁ある者が次々に召集され、死亡の報告に来た家族が父と母の前で背中を丸くして泣いていた姿が目には浮かびます。当時、戦死者の家の入口には「誉の家」の標が貼ってあり勲章のように輝いて見えたのですが、実は戦死者の家族は耐え、苦しんでいたのです。敗戦の放送のあと、「今やめても、あの子はもう帰らない」と言った母の顔は、憤りと悔しさに涙が溢れていました。

兄の最後は激戦地フィリピンのルソン島、中でも悲惨だったというバレー峠です。戦死の公報には敗戦の年の「5月15日、斬り込み隊として勇敢な戦死」とありますが、

実際は分かりません。フィリピン戦線は、送られた日本軍将兵、軍属63万967人、死者52万600人、餓死者も多い悲惨な戦場です。在留邦人とフィリピン人も各々10万人以上死んでいます。生還された兄の友人の話では、援護する友軍機もなく輸送船が2度沈められ、マニラにたどり着くと間もなく米軍がレイテ島、ルソン島に上陸。島民のゲリラ攻撃も受けつつ、部隊は中央山岳地帯を目指します。食料も武器弾薬も薬もなく、米軍の火炎放射を浴びながら斬り込み。餓えた兵士たちは「現地調達」で島民の食糧を取り上げ、憎しみを買い、病気や怪我で動けない者は自決させられる。米軍の本土上陸を一日でも遅らせるため「玉砕」を禁じられ、最後の一人まで戦えとの命令が出ます。密林で道に迷うと敵前逃亡の疑いで、兵は銃殺、将校は自決を迫られます。兄の死因は不明ですが、この中のどれかです。

全滅するほかない戦場に自国の若者を平気で送り込み、死ねば靖国神社に行けるとそそのかす国のために、兄は死にました。死んだあとまで国にも、靖国神社にも関わってほしくない。まして政治に利用し、近隣諸国と摩擦を起こし、挙句に「ご遺族の皆様のお気持ち」などと言ってほしくない。戦場の血の記憶に満ちた場所から解放して、父母のもとで静かに休ませてほしい、本気で「尊い犠牲」と思うなら、二度と国は犠牲者を出さないことです。

被害を受けた人は忘れない

T・K

私は1947年生まれの一主婦です。私が育った頃はまだ戦争の傷痕がそこに残っていました。小学3年か4年の頃、「私は貝になりたい」というテレビドラマを見ました。その時、こんな理不尽なことが世の中にはあるのかと大きな衝撃を受けました。それが戦争によって引き起こされたこと、戦争はかくも恐ろしいものなのだ強く脳裏に刻み込みました。主役のフランキー堺さんの苦しみとあきらめと悔しさと怒りを込めた最後の表情を、今でもはっきりと覚えています。

1970年前後、「靖国神社国家護持法案」が国会に提出され、そのとき初めて私は我が国の近代史について学びました。そのときの学びで、靖国神社が明治政府により、国家にとって都合よい人たちのために作られたことを知りました。俗にいう「勝てば官軍。負ければ賊軍」の官軍側の神社です。それは、軍事施設であると思います。

娘の体験を記します。娘は1997年に西オーストラリア州のパースの高校に留学しました。

社会科の授業で戦争について調べるようになったそうです。それぞれの戦争を調べ、一つずつディスカッション

していきます。そして第2次世界大戦を取り上げる日が来ました。クラスメートたちは次々と日本軍がああした、こうした、おじいさんが殺されたと容赦なく言ったそうです。最後にマレーシア人の先生は、「あなたは日本軍が何をしたか知ってる？ あなたはどう思う？ 日本の学校ではどう教えている？」と聞きました。その先生は同じアジア系なので、娘に親切にしてくださっていたそうですが、肉親の方が日本軍による被害を受けられていたそうです。

私たち日本人が忘れても、被害を被られた方々は決して忘れません。私たちはそのことを忘れてはならないのです。彼らと友好に過ごすためには、まず、日本と日本軍がなしたことを謝ってからはじめて信頼関係を築くことができるのだと思います。

日本国の代表者である安倍首相が、政教分離の原則を公然と破り、過去の戦争を肯定し、再び戦争への道を開くことに通じる靖国参拝を行ったことに対して、私は憤りと恥ずかしさでいっぱいです。情けないです。それで、私は抗議するために原告に加わりました。安倍首相、どうぞ心を開いて私たちの意見をお聴きください。

ヤスクニキャンドル行動 in ドイツ : 報告

ドイツで考えた戦没者追悼

Y・H ●平和の灯を！ヤスクニの闇へキャンドル行動実行委員会

5月6日～13日、平和の灯を！ヤスクニの闇へキャンドル行動実行委員会が企画した「ドイツ行動」に参加し、ベルリン、ハイデルベルグ、フランクフルトを訪問した。この企画は、戦後70年、旧枢軸国同士であったドイツ、日本の戦後を比較する、ヤスクニ問題をドイツ人にも考えてもらう等の趣旨で具体化したものであった。それに添い、ベルリン、ハイデルベルグでは日独韓市民、研究者等の共同でシンポジウムを開催し、ベルリンでは「ピース・フェスティバル」にも参加した。有意義な行動であった。また、この行動の一環として、ドイツにおける戦争犠牲者のメモリアル（記念碑、追悼碑）を見学する機会を得た。実は、私の今回のドイツ訪問の一番の目的は、これらのメモリアルの見学、ドイツにおける戦没者追悼のあり様を探ることにあつた。それは、ヤスクニ・キャンドル行動の中でも、戦死者追悼施設をめぐる議論が起きているからであった。このことについて以下、簡単に報告する。

ベルリンでは、「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」(2005年)、「シンティ・ロマの記念碑」(2012年)、「迫害同性愛者記念碑」(2008年)、「障がい者犠牲者(安楽死)記念碑」(2014年)、そして「ノイエ・ヴァッヘ」(1993年)などを見学した。

「虐殺ユダヤ人記念碑」は、2万㎡弱の広い敷地にコンクリート製の石碑2711基がグリッド状に並べられている。縦横の長さはいずれも同じで(0.95m×2.38m)、高さだけは0mから約4.5mと多様になっており、直立



させてあったり、少し傾斜させたりしてある。

「シンティ・ロマ(ジプシー)記念碑」は、静謐で、緑あふれる環境の中にひっそりとあつた。丸い池、その真ん中に三角形の石が置かれている。この三角形の石は、強制収容所で当時、囚人の服に縫い付けられたバッジをモチーフにしているという。そして、池の淵には、ロマの出自を持つ詩人サンティーノ・スピネッリの詩『アウシュヴィッツ』が刻まれている。

「同性愛者記念碑」は、黒いコンクリートの直方体の構造物。ただ、その一面に窓がくりぬかれ、そこから中を伺うことができる。中を見ると、同性愛者(男性)がキスをし、愛し合っている様子の映像が流されている。

「障がい者犠牲者記念碑」は、コンクリートの四角い広場、その上に薄青色のガラスのオブジェが配置されて



いる。記念碑には、虐殺された障がい者 30 万人の中から象徴的に選ばれた 10 人の経歴を記したパネル（写真付き）が組み込まれている。

「ノイエ・ヴァッヘ」は、上記の記念碑とは性格は異なる施設で、戦没者に対するドイツ連邦政府の中央追悼施設である。この施設は、もともとはプロイセン王ヴィルヘルム 3 世が衛兵所として設置したものであった。それが第一次大戦後（ドイツ帝国崩壊後）は、大戦の戦没者慰霊の場に変えられ、1960 年からは、東ドイツの「ファシズムと軍国主義の犠牲者のための追悼所」となった。そして、ドイツ統一後の 1993 年、「戦争と暴力支配の犠牲者」を追悼する施設となった。どこまでも「Nation」のための施設であると言える。

これらの施設を見て感じたことは、日本とドイツの戦争の記憶、戦争の総括の相違である。ドイツでは、ナチ

ス支配下で行われた暴力、戦争が、「絶滅戦争であり、戦争犯罪であった」（1997 年ドイツ連邦議会決議・全会一致）という認識を定着させ、それを絶えず想起させるために各種記念碑が設置されている。ノイエ・ヴァッヘですら、説明パネルに、「我々は、世界大戦の戦没者たちに思いをいたす」と記すとともに、ユダヤ、シンティ・ロマ、同性愛者、障がい者、宗教者、ナチ反対者などに「思いをいたす」と明記しているのである。

他方、日本では、戦時中に強制連行された朝鮮人、中国人の追悼碑・記念碑が全国に設置されてきたが、それらは今、歴史修正主義者から様々な攻撃を受けている。戦時中に、障がい者は「足手まとい」「余計者」として扱われ、戦争反対などを唱えた者は治安維持法等で捕えられ（数十万を下らない）、獄死、獄中病死させられた者も 1600 人を超えるが、この事実は戦後不問に付され、これに関与した犯罪者は全くの野放し状態で、追悼碑もない。そして、戦死者は靖国神社に今も「英霊」として祀られたままにある。

ドイツは、1999 年以降、ユーゴ空爆に参加し、さらにアフガンに海外派兵し、新たな戦死者を生みだしている。その歩みは決して肯定されるものではない。過去の戦争を、「絶滅戦争、戦争犯罪」と総括しながら、今また海外派兵に踏み出した要因、背景が何かを解明する必要もある。しかし、ドイツの種々の戦争犠牲者記念碑は戦争への衝動を抑制する効果を持つのではないだろうか。

戦争法案の審議が進む中、改めて、過去の総括、戦争の記憶が問われていると思わせるドイツ行動であった。



2015 ヤスクニキャンドル行動へ

M・K ●平和の灯を！ヤスクニの闇へ キャンドル行動

8 月 8 日（土）、韓国 YMCA スペース Y を中心に、10 回目の「平和の灯を！ヤスクニの闇へ キャンドル行動」が開催される。今年のテーマは「積極的平和主義を支えるヤスクニ」である。5 月 14 日、「平和」のネーミングだけをつけた戦争法案＝「国際平和支援法案」と「平和安全法整備法案」を閣議決定し、国会審議が始まった。法案は、いつでもどこでも派兵し、武力行使をすることにある。もちろん、国民・市民の生命ではなく、権益をまもるためである。今年のキャンドル行動は、この法案審議、緊迫した状況のなかで、また、戦後 70 年、侵略と植民地支配を上書き修正しようとする安倍談話直前に、開催されるのである。これらの法案を積極的に推進する議員は、靖国神社に

団子になって参拝する、そして、同じ言葉で言い訳をする議員たちである。

シンポジウムでは、H・S さん（東京新聞編集委員）が安倍政権の向う現情勢について明らかにする。C・W さん（韓国・平和ネットワーク代表）は、韓国の状況を、そして、T・T さん（東京大学教授）は戦後 70 年の総括を踏まえ、日本の課題を明らかにする。さらに、ドイツ政治史が専門の K・E さん（大阪大学准教授）からは、ドイツとの比較で報告してもらう。今の日本の状況は、まさしく、ドイツの第二次大戦前の状況に酷似しているのだ。

証言も行なわれる。韓国、日本、そして、台湾も是非ということで現在、要請中である。コンサートは、毎年すばらしい歌声を聞かせてくれる S・B さんをはじめとして、サプライズが待ち受けている。特別アピールは、つながりの輪を広げるものである。キャンドル・デモには、是非、来てください。右往左往する在特会など右翼を圧倒することが必要です。若い方々、シンポジウムだけでなく、キャンドルを持つてのデモにも参加してください。

東アジアのYASUKUNISUM展 巨大な絵画ひしめく圧巻の展示です

F・M●東アジアのYASUKUNISUM 展実行委員会

〈ヤスクニズム〉とは、ダグラス・ラミス氏（沖縄国際大学教員）が日本の保守派の軍国時代のロマンを「靖国（ヤスクニ）+イズム=ヤスクニズム」として、ドイツの「ナチズム」と比して皮肉った造語です。つまり、私たちの日常に潜む「国家主義、国家暴力」と言いかえることができます。

いま、日本のみならず、東アジアではこの〈ヤスクニズム〉が姿かたちを変え闊歩しようとしています。それは「3・11」後の日本、フクシマ、そして沖縄の基地問題等々にもつながっています。

今夏、私たちは集団的自衛権行使容認を閣議決定した安倍政権が村山談話・河野談話を「骨抜き」にする談話をうちだそうとする状況で、戦後70年を迎えることとなります。これに抗うためにも、戦争責任の追及、植民地支配責任の清算、反ヤスクニの声を強め広げていかなくてはならないでしょう。

そこで、〈ヤスクニズム〉に潜む美化の作用を、まさにその美によって見つめ直し、表現する展覧会を開催することになりました。10年をかけ完結した洪成潭の連作〈靖国の迷妄〉—その巨大な絵画ひしめく圧巻の展示を軸に、トーク、詩の朗読、パフォーマンス、映画上映等をおこないながら、東アジアの歴史的課題〈ヤスクニズム〉を浮き彫りに

にしていくプロジェクトです。芸術と運動があわせてその力を花開かせたとき、「靖国史観」を凌駕する「私たちの東アジアの歴史」が始まるのではないのでしょうか。

みなさまのご支援・ご協力をお願いします。

東アジアのYASUKUNISUM 展実行委員会
共同代表 O・Y K・A F・M

洪成潭の連作〈靖国の迷妄〉展

会期：2015.7/25（土）～8/2（日）

平日13～19時、土日12～19時 会期中無休

*会期中、連日イベント開催。イベント中は作品のみの鑑賞はできません

併設展示：大浦信行 連作〈遠近を抱えて〉全14点 光州
ビエンナーレ出品抗議作・新バージョン（初公開）
金城実〈沖縄から世界を彫る〉7/26と8/1のみ

■会場：プレヒトの芝居小屋・東京演劇アンサンブル
東京都練馬区関町北4-35-17

■入場料：一般1000円、学生・非正規500円 高校生
以下・介助者1名無料

■イベント参加費：一般1500円
学生・非正規1000円

（入場券お持ちの方は1回に限り入場料分割引）

■問合せ：

ノー！ハプサ第4回口頭弁論 原告の李明九さんが陳述

Y・N●ノー！ハプサ・合祀絶止訴訟事務局長

5月27日、ノー！ハプサ第2次訴訟第4回口頭弁論が行われ、原告のI・Mさんが意見陳述を行いました。Iさんは「私の家族は解放の喜びを感じることができませんでした。日本に強制的に連れて行かれた父が帰ってこなかったからです。父を待っていた母は、1946年10月3日（陰暦）に亡くなりました。母と私、そして弟がひとつの部屋で寝ていたのですが、その日に限って夜中に目が覚めました。母を起こそうと声を掛けましたが、返事がありませんでした。母は亡くなっていたのです。……そしてすぐに祖父と祖母も日本に奪われたわが子を待ちわびる中で病が悪化し、亡くなりました。私と弟は日本のせいで一朝にして孤児になったのです。母が亡くなった時、私の歳は9歳、弟は5歳でした。その後、たった一人の弟も飢え、病気になり、長く患うのを見ながらも、私は弟のために何もしてやることはできませんでした。私たち兄弟は頼ると

ころがなかったのです。私が幼い弟をきちんと世話してやるができなかったため、結局、幼い弟までもこの世を去ってしまいました。そのため、この世には私だけが一人残されました。今も弟のことを考えるととてもとても胸が痛み、辛いです」と切々と訴えました。強制動員によって家族をこれほどめっちゃめっちゃにされた証言を私は聞いたことがありません。裁判長、国・靖国はIさんの訴えをどう聞いたのでしょうか。

弁護団の前回に引き続き、朝鮮植民地支配と靖国神社の関係について、1910年から1945年の解放までの歴史的事実を論証しました。これまであまり知られていませんでしたが、韓国併合後も国境地帯で抗日闘争を繰り広げる朝鮮人を「不逞鮮人」と呼び、日本軍による掃討作戦が展開され、死亡した日本軍人が靖国神社に合祀されています。朝鮮植民地支配を通して、靖国神社が「侵略神社」であったことを私たちは明らかにしてきました。

今回は9月25日（金）午後1時半＝東京地裁101号法廷、次々回は12月8日（火）午後1時半＝東京地裁103号法廷と決まりました。次回からはいよいよ戦後の合祀問題に入ります。

事務局からのお知らせ

■次回の口頭弁論終了後、報告集会および原告・支援者総会を開きます

すでにはがきでご案内の通り、第5回口頭弁論終了後、四谷岐部ホールで、報告集会（いつもの弁護士会館ではないのでご注意ください）に続いて原告・支援者総会を開きます。
* 岐部ホール…JR・地下鉄四谷駅より徒歩2～3分。聖イグナチオ教会に隣接（同じ敷地内：下記地図参照）。



■第5回・第6回口頭弁論のお知らせ

第5回口頭弁論●7月17日（金）午後2時～
東京地方裁判所 101号法廷
終了後報告集会（岐部ホール404号室：上地図参照）

第6回口頭弁論●10月8日（木）午前11時～
東京地方裁判所 103号法廷
終了後報告集会（弁護士会館予定）

* 被告側支援者の動員もあり、傍聴券抽選が30分前頃にあります。
訴訟支援のためにも、積極的な傍聴支援をお願いいたします。

■会費ご入金お願い

4月で年度が変わりました。
2015年度の年会費をご入金下さい。
2014年度がまだの方は合わせてご入金下さい。

原告：年会費 3000円
支援会員：年会費 一口2000円（何口でも……）

* 同封の振込用紙をお願いします。
郵便振替口座 00170-2-291619

加入者名：安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京

■まだまだ支援会員募集中！

原告は締切らせていただきましたが、共に闘う支援会員の仲間はまだまだ大募集中です。周りの方々にこの訴訟の意味をお伝え頂き、お誘いしてください。

入会は同封のチラシ、または振り込み用紙に「支援会員」と書いて、年会費2000円（一口）を、上記記載の郵便振替口座まで、お振り込みください。

■「安倍首相靖国神社参拝違憲訴訟の公正な判決を求める署名」を開始します！

裁判長に拙速な訴訟指揮をさせず、じっくりと公正に審理するように求める署名です。裁判所に提出します。ぜひご協力下さい。

第1次集約日は9月30日（水）です。
インターネット上での署名も受け付けています。
(<http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/protest.html>)

■ノー!ハブサ (NO! 合祀) 第5回・第6回口頭弁論

第5回口頭弁論●9月25日（金）午後1時30分～
東京地方裁判所 101号法廷
終了後報告集会（弁護士会館予定）

第6回口頭弁論●12月8日（火）午後1時30分～
東京地方裁判所 103号法廷
終了後報告集会（弁護士会館予定）

* 傍聴券抽選が1時頃には行われると思います。

■活動日誌（2015年4-7月）

- 4・10 靖国訴訟・関西 第5回口頭弁論
- 4・23 弁護団会議
- 4・30 第16回事務局会
- 5・6～12 靖国キャンドル行動・ドイツ行動（事務局からZ、Oが参加）
- 5・15 弁護団会議
- 5・21 第17回事務局会
- 5・27 ノーハブサ第二次訴訟 第4回口頭弁論
- 6・5 弁護団会議
- 6・9 靖国訴訟・関西 第6回口頭弁論
靖国訴訟・東京 会計監査
- 6・12 靖国訴訟・東京 第4回口頭弁論（東京地裁103号法廷）、同報告集会（弁護士会館503号）
- 6・15 弁護団会議
- 6・24 弁護団会議
- 7・2 第18回事務局会
ニュース第6号発送